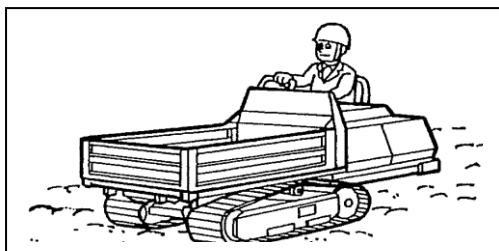


【技能講習】

不整地運搬車運転（11時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第456号)

(登録期間満了日：令和12年9月30日)

一般社団法人 北海道林業機械化協会

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F

(TEL011-251-0708 FAX011-251-0710)

労働安全衛生法では、**最大積載量が1トン以上の不整地運搬車**を運転して作業を行う時は法令に定められた**技能講習を修了した人**でなければ従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長より登録教習機関としての認定を受け、本講習を実施しております。

なお、受講者が10名程度お集まりの場合には、「出張講習」も承っております。

開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 受講資格

次の受講資格を有する方に対し、講習科目の一部免除により実施します。

- ① 大型特殊自動車免許、又は大型特殊自動車第二種免許を有する方、車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習を修了された方
- ② 自動車免許（大型・中型・準中型・普通）、又は自動車第二種免許（大型・中型・普通）を有し、かつ安全衛生法施行令及び同規則に定める建設機械等のいずれかの特別教育修了後、運転実務経験が3ヶ月以上ある方**（事業者等の3ヶ月以上の運転経験の証明が必要です。）**
- ③ 1級建設機械施工技術検定の合格者で実技でトラクター系を選択しなかった方、又は2級建設機械施工技術検定の第2種から第6種に合格した方

2 講習カリキュラム（学科7時間・実技4時間）

科 目	講 習 内 容	講習時間
学 科	・ 荷の運搬に関する知識	4 時間
	・ 運転に必要な力学に関する知識	2 時間
	・ 関係法令	1 時間
実 技	・ 荷の運搬 基本操作 定められた方法による荷の運搬	4 時間
計		11 時間

3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：7時間 ※学科講習修了後、学科試験を行います。
- ・ 第2日目 実技：4時間 ※実技講習修了後、実技試験を行います。

4 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会まで送付してください。

- (1) ・ 受講資格①③の方：該当するいずれかの免許証、修了証の写し
・ 受講資格②の人：自動車免許証（普通以上）の写し、特別教育修了証の写し※1 特定自主検査記録表の写し※2
※1 登録教習機関以外（自社等）で特別教育を実施した場合は、特別教育を修了したことが分かる特別教育修了証明書を添付してください。
※2 不整地運搬車（1t未満）または小型車両系建設機械（3t未満）を実際に運転していたことが分かる資料として、特定自主検査記録表を添付してください。
- (2) 写 真：6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚（縦3cm×横2.5cm裏面に氏名を記入してください。）
上三分身・正面・脱帽のもので背景無地、頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。
- (3) 受講料：42,000円（税込・教本代込）

5 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン等）を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、作業靴、雨具（防寒具）等を持参してください。

6 修了証の交付

技能講習の修了試験に合格された方につきましては、後日、当協会より「修了証」を交付します。